

会報10月号目次 と 労働法改正無料セミナー参加募集

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

[西尾労働基準協会ホームページ](#)

10月3日(月)掲載



「お知らせ」

- ◇ 9月28日実施 秋の理事会での審議内容
1号議案<報告>上期活動結果 一例) リスクアセスメント…考え方は愛知労働局
西尾協会は”型・やり方”を会員と協同で中間まとめ
2号議案<承認>下期活動計画 上記無料セミナー、労務無料相談参加依頼他
3号議案<連絡>来期に向けて 働き方改革講演会、安全訪問計画、
インボイス制度による影響他
- ◇ 労働法改正無料セミナー開催 詳細はHPで確認ください
⇒参加希望の方は下記申込書に記入の上協会にFAXください
- ◇ 第44回親睦ゴルフ大会を開催 詳細はHPで確認ください
2022年12月10日(土) 西尾ゴルフ

「会報」

- ◇ 衛生週間説明会 署長メッセージと実施要綱
- ◇ 10月～ 愛知県最低賃金は 時間986円
- ◇ 愛知働き方改革推進支援事業_愛知
- ◇ 10月は年次有給休暇取得月間
- ◇ 業務改善助成金について
- ◇ 労働災害防止
 - 発生状況 8月 愛知県と西尾市
 - 西尾管内 8月度災害分析

「講習・セミナー」

- ◇ 2022年12月講習会開講のご案内 西尾 西三河 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー/シンポジウム 西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

無料労働法改正セミナー参加のご案内 *会員、非会員問わず募集

当セミナーでは ハラスメント、解雇・雇止め、精神障害事案、長時間労働・賃金不払い残業など最近の10の労働トラブルの防止についてわかりやすく解説します。経営者、人事責任者向けで県下10会場で開催中です。コロナ防止の関係で4席に1名とします。定員は80名です。提出納期10月31日(月)

1. セミナー名 最近の労働法改正を分かり易く学ぶセミナー (無料)
2. 日時: 令和4年12月2日(金) 受付13:30 開演14:00 終了16:30
3. 場所: 西尾市文化会館 小ホール

西尾労働基準協会 行 FAX(0563)56-0244 令和4年 月 日

12月2日労働法改正セミナーに **出席します** *参加希望の事業所のみFAXください

事業所

役職・氏名

全国労働衛生週間を迎えて

岡崎労働基準監督署西尾支署長 杉本 渉

西尾労働基準協会及び会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、また、職場の労働衛生水準向上のため、日々ご尽力していただいていることにつきまして、厚くお礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 73 回目を迎えます。本年度は、

「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとし、労働衛生に関する意識を高め、職場環境改善等への自主的な取組を通じて労働者の健康確保を図るために、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、全国一斉に実施されます。

愛知労働局管内における令和3年の職業上疾病の発生状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染拡大前に最少を記録した平成27年の305人と比較すると3倍を超える939人となっています。

また、新型コロナウイルス感染症を除くと、災害性の腰痛が幅広い業種・年齢層で発生しており、前年より20人(7.3%)増となっています。その他にも、化学物質・粉じん・石綿による健康障害などにかかる疾病や、過労死等事案の脳血管疾患・心臓疾患、精神障害にかかる労災請求件数も一定数発生しており、こうした業務上の疾病への対応が喫緊の課題となっています。

愛知労働局では、令和4年度の新たな重点課題として「労働者の心身の健康確保のための総合対策」を策定しています。労働者の心身の健康確保を図るためには、法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や、THP指針、メンタルヘルス指針等の健康保持増進措置を相互連携させて推進することが不可欠になります。

労働衛生上の課題は、時代によって新たな課題が発生し、中身も多岐にわたりますが、これらの課題を確実にとらえ、経営トップの指揮のもと、現場の労働者を含む全ての方々による労働衛生管理活動により、労働者の健康確保のための快適な職場環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。

最後になりますが、全国労働衛生週間を契機に、皆様方の事業場において労働者が健康であり、笑顔があふれる健康職場となりますことを祈念申し上げます。全国労働衛生週間を迎えてのあいさつとさせていただきます。

令和4年度（第73回）
全国労働衛生週間
実施要綱等について

全国労働衛生週間スローガン
あなたの健康があってこそ
笑顔があふれる健康職場

こちらの資料は令和4年9月6日の労働衛生週間説明会で使用した資料に今後の化学物質法改正に関する参考情報を追加したものになります。

岡崎労働基準監督署西尾支署

令和4年度 全国労働衛生週間 実施要綱

スローガン あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

期 間 10月1日～10月7日（準備期間 9月1日～9月30日）

重点実施事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- イ メンタルヘルス対策の推進
- ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みの推進
- エ 高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- オ 化学物質による健康障害防止対策
- カ 石綿による健康障害防止対策
- キ 受動喫煙対策
- ク 治療と職業生活の両立支援対策の推進
- ケ 腰痛の予防対策
- コ 熱中症予防対策
- サ テレワークガイドラインに基づく作業環境、健康確保等の推進

規則等の改正について

最近改正された、規則やガイドライン等について説明します



事務所衛生基準規則の改正

一部をのぞき
令和3年12月1日に改正

事務所衛生基準規則の改正

作業面の照度の基準の変更【事務所則10条第1項関係】

令和4年12月1日施行

作業の区分	基準		作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上	➔	一般的な事務作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上		付随的な事務作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上			

付随的な事務作業：資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないもの

事務所衛生基準規則の改正

便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】

- 男性用と女性用の便所を設けた上で、**独立個室型の便所**を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。
- 少人数同時に就業する労働者が常時10人以内の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。
- 従来の基準を満たす便所を設けている場合は 変更は不要。

事務所衛生基準規則の改正

便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】

▶「独立個室型の便所」とは



OK



NG

- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等※で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
※視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1 個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

事務所衛生基準規則の改正

その他の変更

シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none">・ 随時 利用が可能となるよう機能を確保する。・ 入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所則のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付ける。



歯科健康診断にかかる規則改正

歯科健康診断の結果報告書について

労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要

令和4年10月1日施行

- 有害な業務 に従事する労働者に対しては、歯科健康診断を行うことが必要。
- 現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」が作成されるなど、所要の改正が行われます。

有害な業務とは

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

電離放射線障害防止規則 改正概要

- H23.4 国際放射線防護委員会 **眼の水晶体の等価線量限度**を引き下げるよう勧告
- H30.3.2・原規放発第18030211号 放射線審議会「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について(意見具申)」

	改正前	改正後
眼の水晶体の等価線量限度の引き下げ (電離則5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 150mSv/1年 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100mSv/5年 及び ・ 50mSv/1年
線量の測定方法一部変更 (電離則8条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部被ばくによる線量測定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1センチメートル線量当量 ・ 70マイクロメートル線量当量 のうち適切と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部被ばくによる線量測定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1センチメートル線量当量 ・ 3ミリメートル線量当量 ・ 70マイクロメートル線量当量 のうち適切と認められるもの
線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加 (電離則第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 眼の水晶体に受けた等価線量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月ごと ・ 1年ごと の合計を算定・記録・原則30年間保存 	<ul style="list-style-type: none"> ● 眼の水晶体に受けた等価線量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月ごと ・ 1年ごと ・ 5年ごと の合計を算定・記録・原則30年間保存
「電離放射線健康診断結果報告書」様式一部変更 (電離則様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 眼の水晶体の等価線量による区分欄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 45mSv以下 ・ 45mSvを超え 150mSv以下 ・ 150mSvを超え 	<ul style="list-style-type: none"> ● 眼の水晶体の等価線量による区分欄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20mSv以下 ・ 20mSvを超え 50mSv以下 ・ 50mSvを超え ● 全区分の欄に「検出限界未満の者」を追加

令和2年4月1日公布・告示、令和3年4月1日施行・適用



石綿に関する規則等改正

1 事前調査・分析調査等について

事前調査が必要な範囲等（石綿則第3条） 令和3年4月1日施行

建築物、工作物又は船舶^{*1}の解体等の作業^{*2}を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、石綿等の使用の有無を調査することが必要。

- 船舶は、鋼製のものに限る。
- 「解体等の作業」とは解体又は改修の作業のことで、封じ込め、囲い込みを含む。

事前調査の方法等（石綿則第3条、 ） 令和3年4月1日施行

事前調査は、**全ての材料**について**設計図書等の文書を確認する方法**及び**目視により確認する方法**により行うことが必要。

- 事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行うことが必要。ただし、石綿等が使用されているものとみなして法令に規定する措置を講ずるときは分析調査を省略できる。
- 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となったときに事前調査を行うことが必要。**

1 事前調査・分析調査等について

事前調査・分析調査を行う者の要件

(石綿則第3条 、 、告示276、277号) **令和5年10月1日施行**

建築物の事前調査は、次の者に行わせること。

種 別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none">特定建築物石綿含有建材調査者一般建築物石綿含有建材調査者令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	すべての建築物
<ul style="list-style-type: none">一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部

分析調査は、次の者に行わせること。

- 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者
- (一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

1 事前調査・分析調査等について

事前調査を目視等によらなくてよい場合

(石綿則第3条) 令和3年4月1日施行

以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法で事前調査を行うことができる。**

- ✓ 過去に事前調査に相当する調査が行われている場合
- ✓ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶
- ✓ 着工日が平成18年9月1日以降である建築物、船舶、施設等

これらにより事前調査を行う際は、前スライドの「事前調査を行う資格」は要しない。

1 事前調査・分析調査等について

事前調査の結果等の報告

(石綿則第4条の2、告示278号) **令和4年4月1日施行**

次のいずれかの工事を行おうとするときは、石綿等の使用の有無に関わらず、あらかじめ**電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要。**

- ・ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ・ 請負金額が100万円以上の **下記の工作物** の解体工事又は改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

* 様式第1号により報告することもできる。

* 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負う。

2 計画届の提出範囲拡大（安衛則第90条、石綿則第5条）令和3年4月1日施行

建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の14日前までに**、所轄労働基準監督署長に**計画届**を提出すること。
今回の改正で、**従来作業届の提出が必要だったレベル2の作業も、計画届の対象**となった。

- ◆ 建築物・工作物・船舶に吹き付けられている石綿等の除去・封じ込め・囲い込み
（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）
- ◆ 建築物・工作物・船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材・耐火被覆材等の除去・封じ込め・囲い込み
（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）

*改正により従来の作業届の提出は基本的に不要。但し、計画届を提出すべき業種は、建設業と土石採取業に限られているため、これら以外の業種が作業を行う場合には、計画届でなく作業届を提出することが必要。

3 隔離した作業場所の点検等（石綿則第6条）令和3年4月1日施行

- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、除去等の作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検することとされていたが、**集じん・排気装置の設置場所変更など、何らかの変更を加えたときにも同様の点検が必要**となりました。
- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、作業開始前に前室が負圧に保たれているか点検することとされていたが、**作業中断時にも点検が必要**となった。
- 石綿除去等のために隔離した作業場所の、隔離を解くときには十分湿潤化することが必要だったが、これに加え、**次の者が除去の完了の確認**をすることが必要となった。

- ・ 当該除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

4 石綿含有成形品の除去等の施工方法（石綿則第6条の2）令和2年10月1日施行

石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破砕等以外の方法により行うことが必要**となった。

（技術上困難な場合は除く）。

やむを得ず**けい酸カルシウム板第1種**の切断・破砕等をするときは、ビニルシートなどにより作業場所を**隔離**し、**常時湿潤な状態**に保って作業をすることが必要となった。

（隔離場所を負圧に保つ必要はない。）

5 切断等の際、湿潤化できない場合の措置（石綿則第13条）令和3年4月1日施行

石綿等の切断等の作業等を行う際には、湿潤な状態にすることが原則とされてきたが、これが著しく困難なときは、**除じん性能付き電動工具の使用**など、石綿粉じんの発散防止措置に努めることとなった。

6 石綿含有仕上げ塗材の除去等の施工方法（石綿則第6条の3）令和3年4月1日

石綿含有仕上げ塗材を、電動工具（ディスクグラインダー、ディスクサンダー）で除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を**隔離**し、**常時湿潤な状態**に保って作業をすること。

（隔離場所を負圧に保つ必要はない。）

* 常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれる。

* 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等の場合は、作業場所の隔離は不要。

「石綿含有仕上げ塗材」とは
セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げに仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいう。

7 写真等による作業の実施状況の記録 (石綿則第35条の2) 令和3年4月1日施行

- 石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、石綿則第4条第1項の作業計画に従って作業を行わせたことについて、**写真等の記録**とともに**所定事項を記録**し、作業を終了した日から**3年間保存**すること。
- 記録を作成するため必要な場合には、記録の作成者や発注者の労働者に、適切な呼吸用保護具と作業衣を着用させて、隔離された作業場所に立ち入らせることができる。

8 作業の記録の項目追加 (石綿則第35条) 令和3年4月1日施行

- 石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者については、1ヵ月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から**40年間保存**することとされている。その際の**記録すべき項目**に、**事前調査・分析調査の結果の概要**、**上記の写真等の記録の概要**、**保護具等の使用状況等**が追加。

9 発注者の義務

(石綿則第8条、第9条) 令和3年4月1日施行

解体・改修工事を発注する場合、施工業者に対し、以下の配慮が義務化

石綿の有無の事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の**発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮**すること

- ✓ 工事の費用(契約金額)
- ✓ 工期
- ✓ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その**情報を施工業者に提供する**などの配慮をすること

石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可する等の配慮**をすること



労働者以外に対する健康障害防止措置の改正

令和5年4月1日に改正

対象者

- 1 作業を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

対象業務

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象。

- ・労働安全衛生規則・有機溶剤中毒予防規則・鉛中毒予防規則・四アルキル鉛中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則・高気圧作業安全衛生規則・電離放射線障害防止規則・酸素欠乏症等防止規則・粉じん障害防止規則・石綿障害予防規則・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

改正の主な内容

1 作業を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）に対する措置の義務化

- ✓ 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- ✓ 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- ✓ 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

改正の主な内容

2 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置の義務

労働者以外の人とは一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない

- ✓ 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- ✓ 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- ✓ 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。**
- ✓ 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**

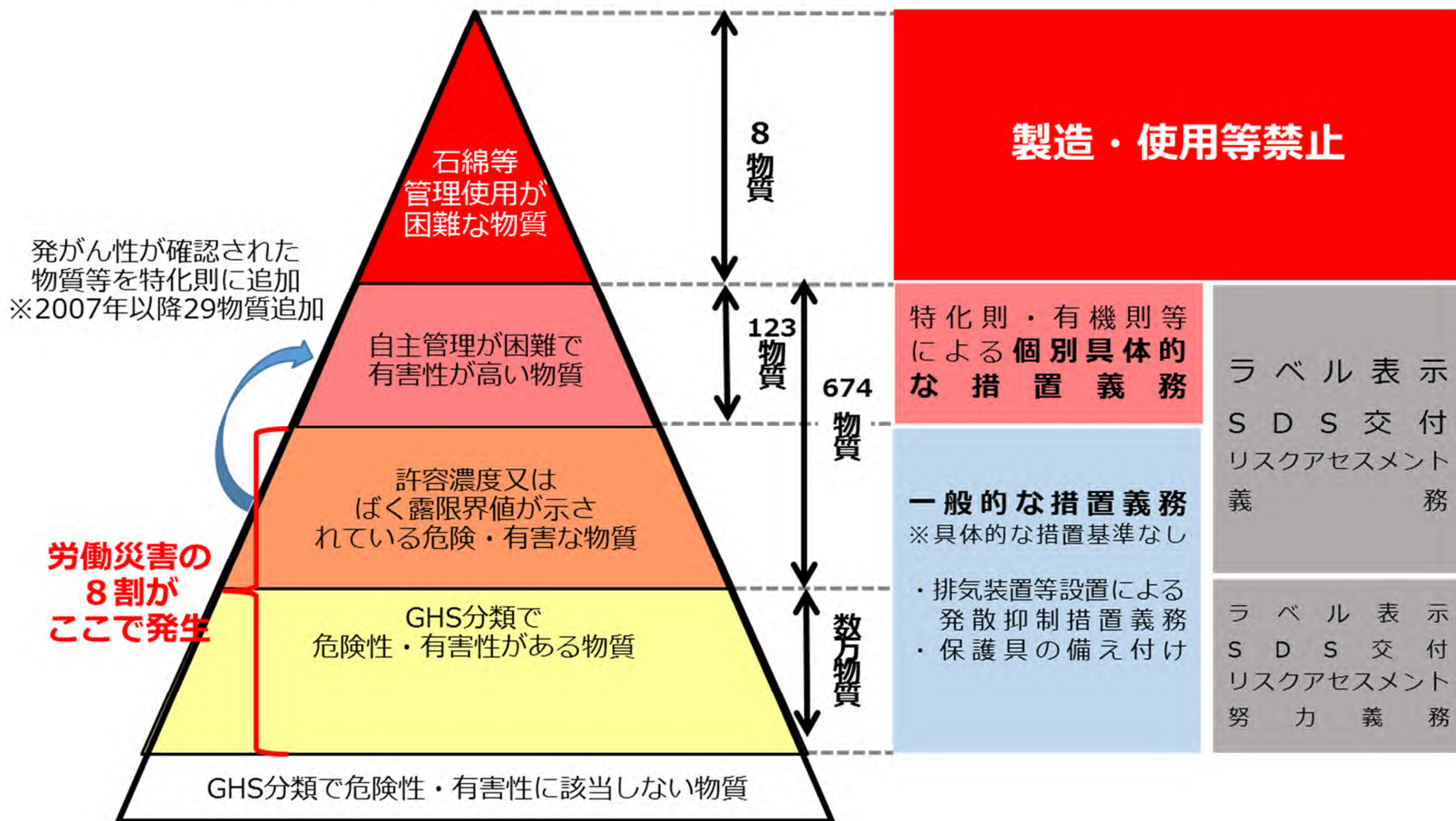


化学物質規制の見直しについて

化学物質に関する今後の法改正についての参考資料です。

新たな化学物質規制

<現在の化学物質規制の仕組み（個別具体的規制を中心とする規制）>



新たな化学物質規制

<本改正の主なポイント>

1. 労働安全衛生規則関係

- (1) リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- (2) 化学物質のSDS（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による
- (3) 事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質の自律的な管理体制の整備
- (4) 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化
- (5) 雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施を義務とする（教育の対象業種の拡大／教育の拡充）を全業種に拡大

新たな化学物質規制

< 本改正の主なポイント >

2. 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則
特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係
 - (1) 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
 - (2) 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化
 - (3) 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

3. 施行日
公布日 令和4年5月31日
(一部令和5年4月1日又は令和6年4月1日施行)

ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

1. ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

<2024(R6).4.1施行>

労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の Kategorie で比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。

今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開されています。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html



リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

2. 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。
<2023(R5).4.1施行>

- i. 代替物等を使用する
- ii. 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii. 作業の方法を改善する
- iv. 有効な呼吸用保護具を使用する

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

<2024(R6).4.1施行>

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

3. 2. に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2. <2023 (R5) .4.1 施行>

2. <2024 (R6) .4.1 施行>

2. に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

4. リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

努力義務 <2023 (R5) .4.1 施行>

1. のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を
2. ~ の方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

- (1) 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者



保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用

努力義務 < 2023(R5).4.1 施行 >
義務 < 2024(R6).4.1 施行 >

- (2) 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（ の労働者を除く ）。



保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用

努力義務 < 2023(R5).4.1 施行 >

衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、以下 ~ の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付けます。

<2023 (R5) .4.1 施行>

~ <2024 (R6) .4.1 施行>

労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること

濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

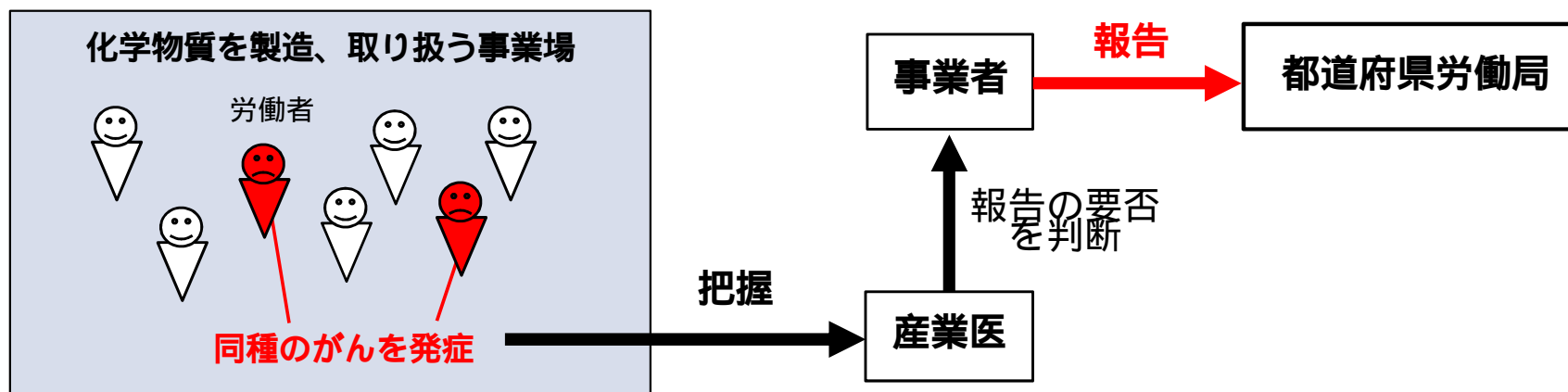
がん等の遅発性疾病の把握強化など

1.2.<2023(R5).4.1施行>

1. がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。



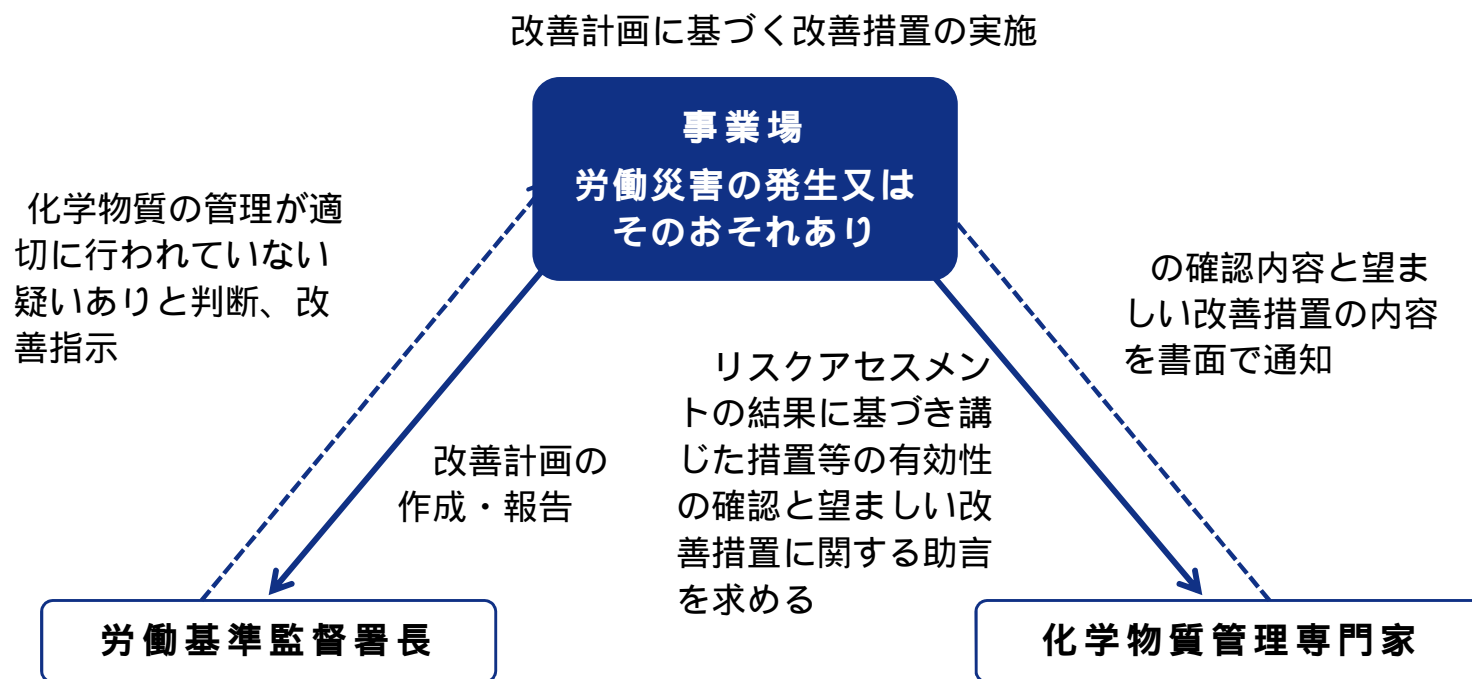
2. リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（要件は厚生労働大臣告示で示す予定）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。

<2024(R6).4.1施行>



リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

1. リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

<2024 (R6) .4.1 施行>

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。

2. がん原性物質の作業記録の保存

<2023(R5).4.1 施行>

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を30年間保存しなければなりません。

化学物質管理者の選任の義務化

<2024(R6).4.1施行>

1. 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

2. 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

3. 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

保護具着用管理責任者の選任の義務化など

1. 保護具着用管理責任者の選任の義務化

<2024 (R6) .4.1 施行>

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務

有効な保護具の選択、使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

2. 雇い入れ時等教育の拡充

<2024(R6).4.1 施行>

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていた規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

3. 職長等への安全衛生教育が必要となる業種の拡大

<2023(R5).4.1 施行>

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- 食料品製造業（うま味調味料製造業、動植物油脂製造業は、すでに対象）
- 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

SDS等による通知方法の柔軟化など

1. SDS等による通知方法の柔軟化

<2022 (R4) .5.31 施行>

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

事前に相手方の承諾を得ずに、**以下の方法で通知が可能**

- 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- FAX送信、電子メール送信
- ホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

2. SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

<2023(R5).4.1 施行>

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を知ることとします。

現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化など

1. SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

<2024 (R6) .4.1 施行>

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます

2. 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

<2023(R5).4.1 施行>

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合は**ラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。**

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

注文者が必要な措置を講ずべき設備の範囲の拡大など

1 . ~ 3 . <2023 (R5) .4.1 施行>

1. 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。

この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

2. 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

3. ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

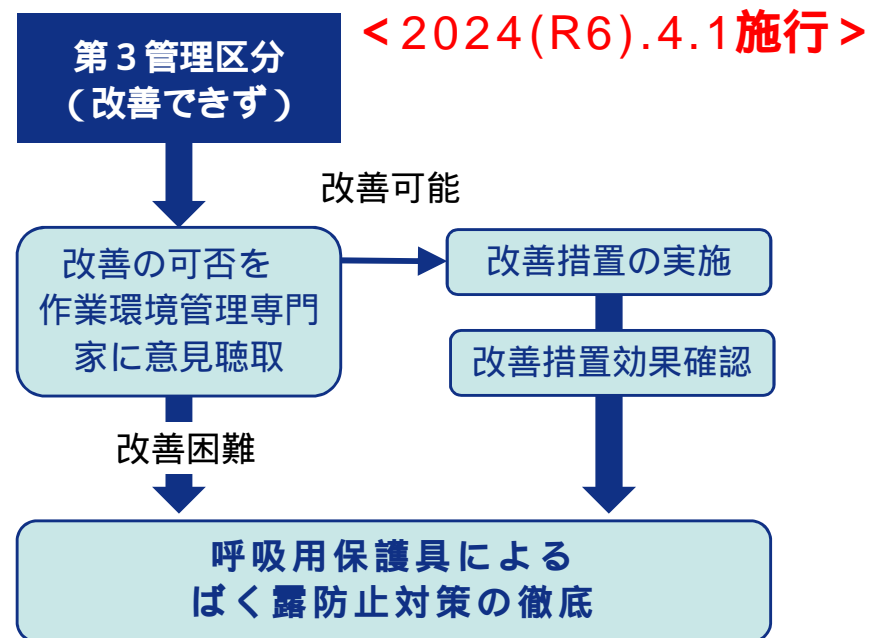
有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を**1年以内ごとに1回**に緩和できます。

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場への措置を強化

1. 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。

の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



2. 1. 作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と1. の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる。

の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する。

保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させる。

1. の作業環境管理専門家の意見の概要、1. の措置と評価の結果を労働者に周知。上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出。

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場への措置を強化

<2024(R6).4.1施行>

3. 2.の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

4. その他

作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。

2. と3. で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。

2. と3. で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

新たな化学物質規制の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質 管理体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)			
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存			
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)			
	衛生委員会付議事項の追加			
	がん等の遅発性疾病の把握強化			
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存			
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			
	がん原性物質の作業記録の保存			

新たな化学物質規制の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			
	雇入れ時等教育の拡充			
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大			
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化			
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新			
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			
	事業場内別容器保管時の措置の強化			
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大			
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外				
特殊健康診断の実施頻度の緩和				
第三管理区分事業場の措置強化				

知っていますか？

自分の最低賃金

愛知県 最低賃金

986円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP**



会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ
愛知労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金 最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
 - 2 引上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

今年こそ！ 私たちと一緒に **働き方改革** を実現 しませんか？

相談無料

テレワークを導入
したいがどうすれば？

同一労働
同一賃金
よくわからない

就業規則を
見直したい

パワハラ
防止法への対応が
わからない

助成金を利用
できるの？



うちの会社はどうしようか…。 そうだ！ 相談しよう！

無料

専門家が 企業へ訪問

社会保険労務士、中小企業診断士、
キャリアコンサルタント等
働き方改革に精通した専門人材



無料

センターへの 来所・電話等の 個別相談



無料

その他のサービス

セミナーの開催
セミナーの講師派遣
出張相談窓口への専門家派遣



貴社のニーズに合わせた柔軟な対応が可能です。まずは下記までお問い合わせください。

愛知働き方改革推進支援センター

実施機関
株式会社タスクールPlus

中小企業・個人事業主のための 無料相談窓口

電話

0120-006-802

ファックス

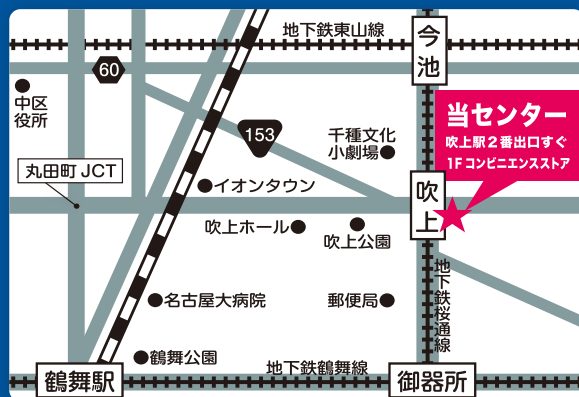
052-364-9028

E-mail

aichi@task-work.com

ホームページ

働き方改革推進支援センター



*当センターは、厚生労働省・愛知労働局より委託を受けた公的支援機関です。

*当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致しません。

*ご相談内容は秘密厳守として取り扱い、目的外の使用は致しません。

*当センターは、駐車場がございません。公共交通機関での来所を推奨いたします。

受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時

専門家による無料相談 申込票

申込日： 年 月 日

愛知働き方改革推進支援センター 宛

E-Mail の方は、aichi@task-work.com へ下記内容をお送りください。

FAX 052-364-9028

*内容を確認後、着信をお知らせするために当センターより確認のご連絡を致します。

会社名 事業所名		代表者名	
業 種		従業員数	名 (うち 非正規雇用労働者)
住 所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏 名	
電話番号	() -	FAX 番号	() -
メールアドレス	@		
相談希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から	<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望	
相談方法 (どちらかに○)	※会社・事業所へ訪問 ・ センターへ来所		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <input type="checkbox"/> テレワーク勤務の導入 <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 高齢者活用・再雇用 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 法改正に対応した規程整備 <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 社員定着(退職防止) <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度(評価制度) <input type="checkbox"/> 労働時間管理(時間外労働他) <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進(計画策定他) <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 職場風土(コミュニケーション) <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則の見直し等		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> 会計事務所からの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 実施機関(タスクール Plus)の紹介 <input type="checkbox"/> その他()		

*ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

愛知働き方改革推進支援センター(実施機関/株式会社タスクール Plus)

〒464-0855 愛知県名古屋千種区千種通 7-25-1 サンライズ千種 3 階(タスクール内)

☎ 0120-006-802 ☎ 052-364-9028 ✉ aichi@task-work.com

※会社・事業所への訪問相談の申込期間 令和4年4月1日～令和5年3月10日

Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方



10月は「年次有給休暇 取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方を実践するために

年次有給休暇 を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、10点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。



2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

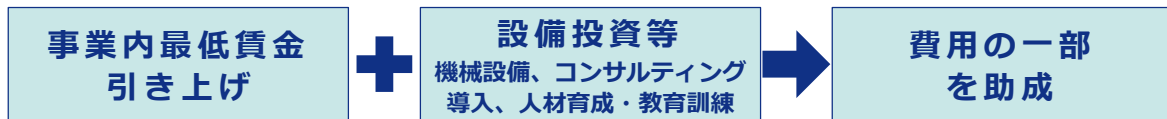
労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナウイルスの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

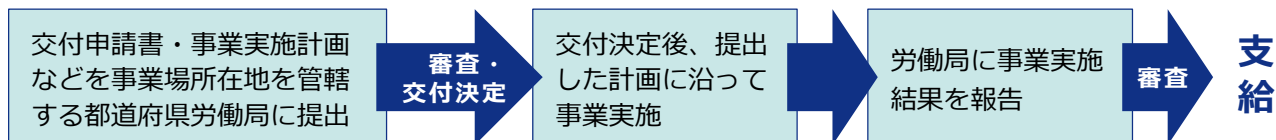
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から[令和3年12月まで] 見直し後：令和3年4月から [令和4年12月まで] ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

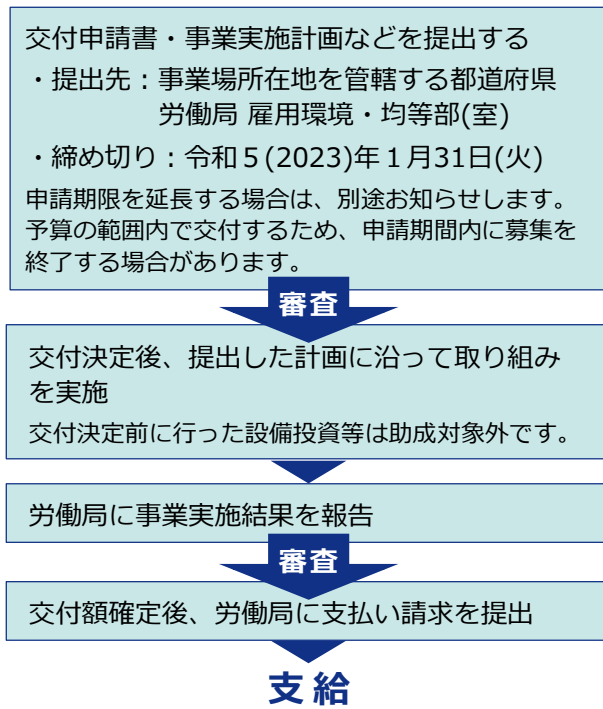
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

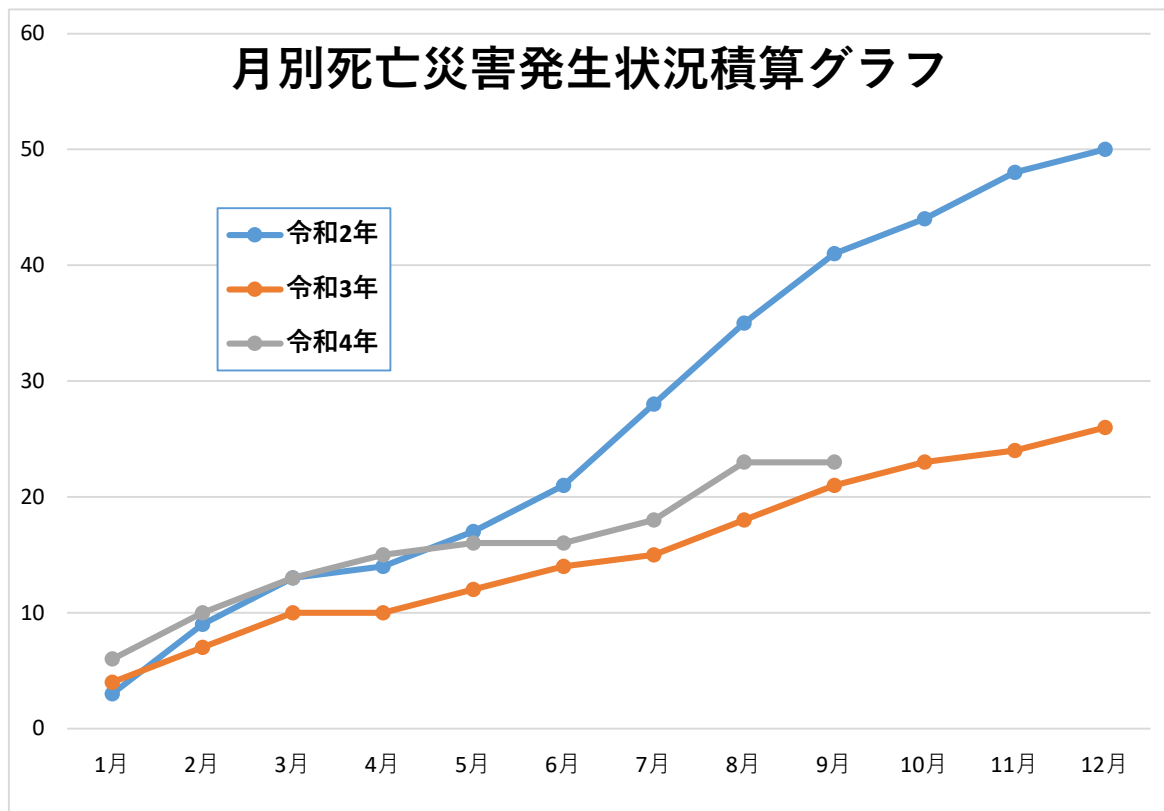
交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R4.8.15. 2022 15:00	はさまれ・巻き込まれ トラック	コンクリートミキサー車の回転ドラム内で、ドラムに付着したコンクリート片のはつり作業に単独で従事していた被災者が、はつり箇所を調整するため有線式リモートコントローラーでドラムを回転させたところ、スクリーブ刃に巻き込まれた。
	事業場 規模 9名以下	業種 道路貨物運送業 60代 運転者 経歴 20年
R4.8.16. 2022 13:39	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	普通貨物車で客先に向かう道中、車両がガードロープ等に衝突したものの、同乗した4名のうち1名が死亡。
	事業場 規模 100～299名	業種 鉄鋼業 40代 作業員・技能者 経歴 28年
R4.8.18. 2022 13:25	はさまれ・巻き込まれ コンベア	15時頃、コンベアの下部のローラーに巻き込まれた状態の被災者が発見された。災害発生時、被災者は一人で施設の清掃・点検を行っていた。
	事業場 規模 30～49名	業種 土木工事業 40代 その他の作業員 経歴 20年
R4.8.22. 2022 10:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	名古屋高速11号を走行中のバスが出口付近の分離帯に衝突して横転し、炎上したもの。
	事業場 規模 50～99名	業種 道路旅客運送業 50代 バス運転手 経歴 10年
R4.8.27. 2022 9:20	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	被災者は一人で搭乗式芝刈機の刃部の水洗い作業を行うため、当該芝刈機のエンジンをかけたところ、当該芝刈機が動き出した弾みで転倒し、そのまま当該芝刈機に轢かれた。その後、倒れた被災者の頸部に当該芝刈機が乗り上げた状態で発見された。
	事業場 規模 9名以下	業種 接客娯楽業 70代 現場施設管理人 経歴 1年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年9月12日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和4年速報値	令和3年同時期(速報値)	令和3年確定値
製造業	製造業	4 (1)	9	12 (1)
	食料品製造業		1	1
	化学工業		1	1
	鉄鋼・非鉄金属	1 (1)	2	2
	金属製品	2		1 (1)
	一般・電気・輸送用	1	2	4
	その他		3	3
建設業	建設業	8	3	5
	土木工事業	3		
	建築工事業	4	3	5
	その他	1		
陸上貨物運送事業	4		1 (1)	
商業	商業		2 (2)	2 (2)
	卸売業			
	小売業		2 (2)	2 (2)
	その他			
清掃・と畜業				
上記以外の事業	7 (3)	3 (1)	6 (1)	
合計		23 (4)	17 (3)	26 (5)



令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年8月末現在

業 種		年 別		令和4年		令和3年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率		
製 造 業		38		35		+3	+8.6%		
製 造 業	食 料 品 製 造 業	9		2		+7	+350.0%		
	織 維 工 業	2		2		0	0.0%		
	鉄 鋼 業	7		10		-3	-30.0%		
	金 属 製 品	3		2		+1	+50.0%		
	一 般 機 械 器 具	6		6		0	0.0%		
	輸 送 機 械 製 造	2		7		-5	-71.4%		
	上 記 以 外 の 製 造 業	9		6		+3	+50.0%		
建 設 業		9	1	9		0	0.0%		
建 設 業	土 木 工 事 業	3				+3	-		
	建 築 工 事 業	5	1	7		-2	-28.6%		
	そ の 他 の 建 設 業	1		2		-1	-50.0%		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		6		9		-3	-33.3%		
小 売 業		10		12		-2	-16.7%		
小 売 業	新 聞 販 売	2		2		0	0.0%		
	そ の 他 の 小 売 業	8		10		-2	-20.0%		
通 信 業				1		-1	-100.0%		
社 会 福 祉 施 設		8		8		0	0.0%		
飲 食 店		4		1		+3	+300.0%		
清 掃 ・ と 畜 業		5		4		+1	+25.0%		
上 記 以 外 の 事 業		30		17		+13	+76.5%		
合 計		110	1	96	0	+15	+15.6%		

死亡者数は内数

分析 西尾管内から大きな災害をださない



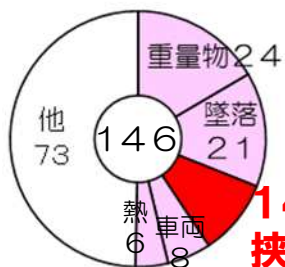
過去 ← → 2022年

過去12年間の
死亡災害



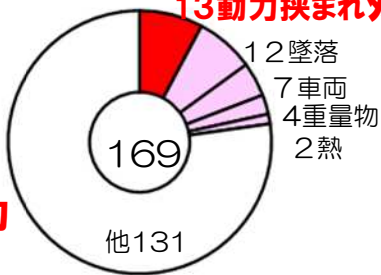
ピンク6要因で94%
*以下STOP6と称す

2020年度



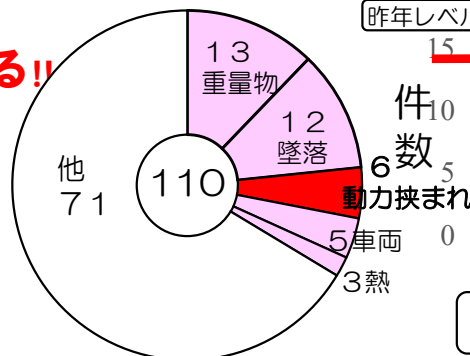
14動力
挟まれ

2021年度

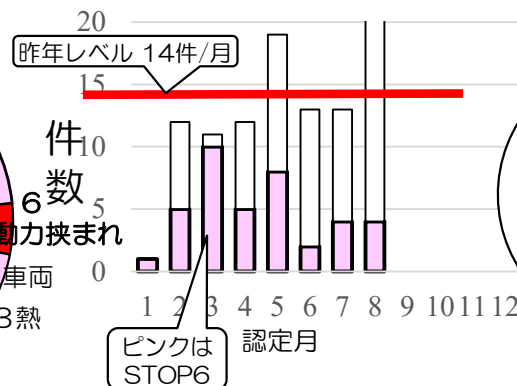


13動力挟まれ残る!!

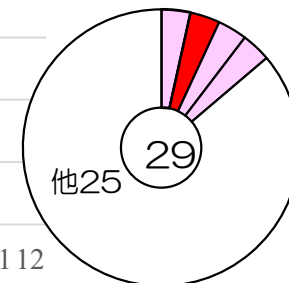
1~8月計



休業災害件数推移



8月単月



1 重量物
1 動力
挟まれ
1 車両
1 熱
熱中症

◇STOP6 73件 比率50%
◇大きな要因14件
◇死亡 2件

◇STOP6 38件 比率23%
◇大きな要因 8件
◇死亡 0件

2020比
良い

STOP6 39件 比率43⇒35%
大きな要因 3件
死亡 1件

2021比
悪い

8月単独
STOP6 4件 比率14%
大きな要因 0件
死亡 0件

単月は
良い

危険源 (1~5月)

※大きな要因から抽出

- ・脚立 2m 木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落
- ・4tトラック荷台高さ 2m 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す
- ・作業床 高さ6m 作業とは関係ない高所エリアに侵入し番線固定前の作業床端部を踏み抜く

危険源 (2022年8月単月)

大きな要因から抽出

6月以降3ヶ月連続 なし

8月単月 ◇大きな災害の温床 (STOP6) 比率 昨年には及ばぬが、徐々に改善

◇大きな要因 6月以降3ヶ月連続でなし

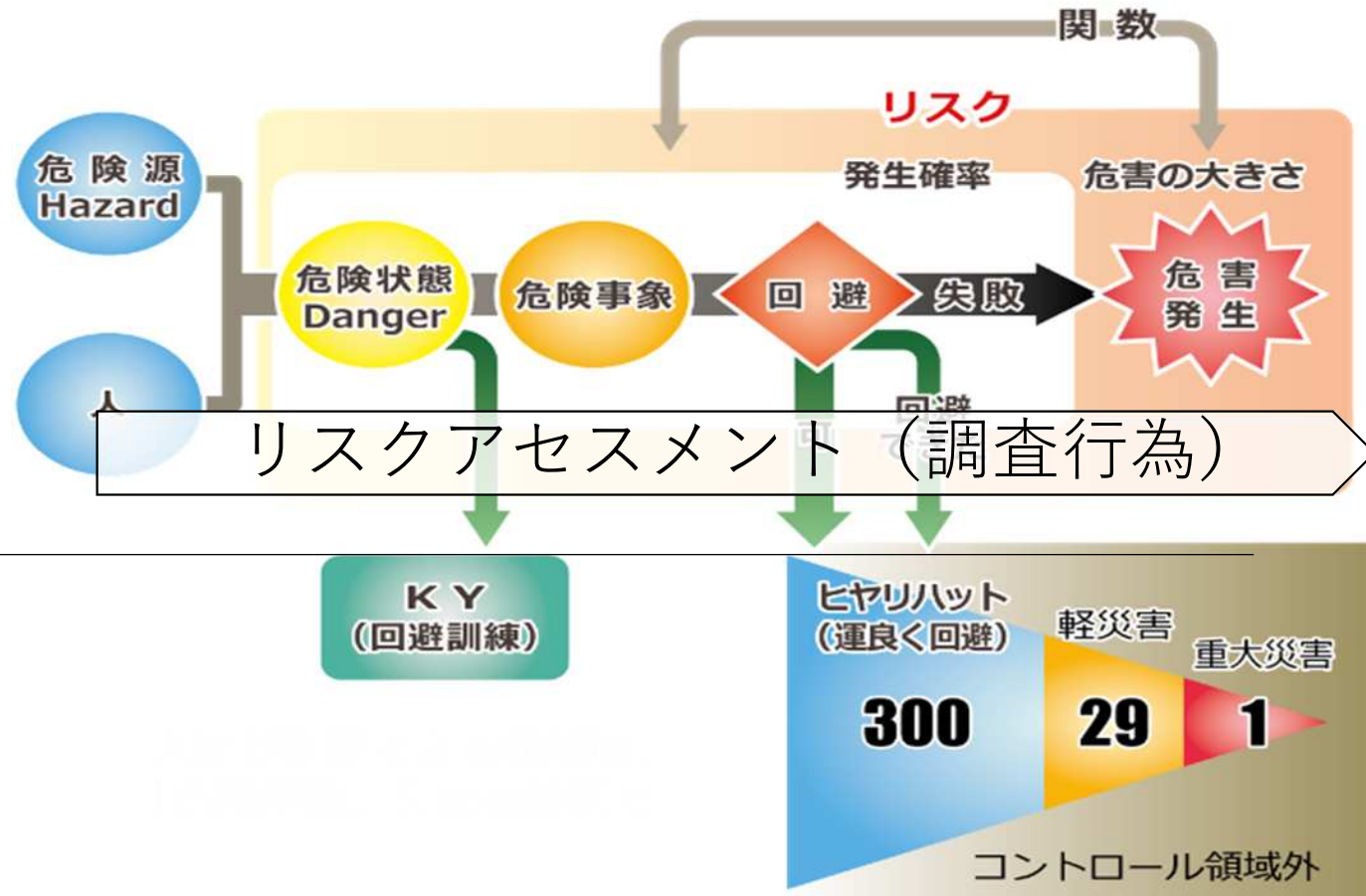
良い

大きなエネルギーを持つ危険源を特定し関連作業を調査のうえ そこをマネジメント・・・
まずは西尾で“残った”動力挟まれ 次は今年大きな要因が多い墜落・・・と計画的にやりきりましょう

考え方は…愛知労働局に示して頂いた方向

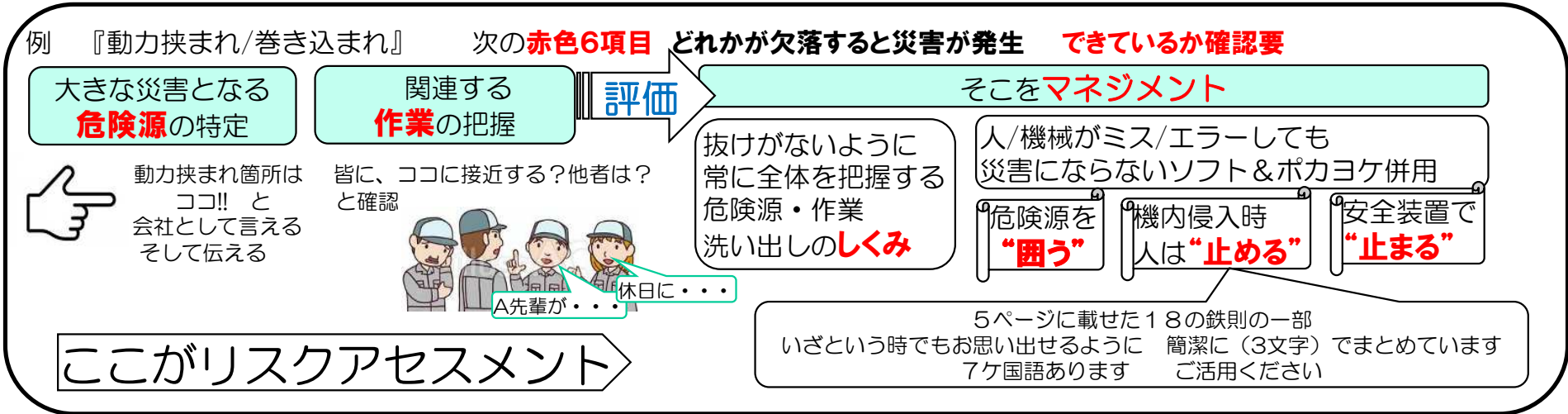
論理的に進める…災害は『災害発生シナリオ』に沿って発生するならばその順で調査/想定し説明できるようにしましょう **説明責任を果たす**

災害発生シナリオ



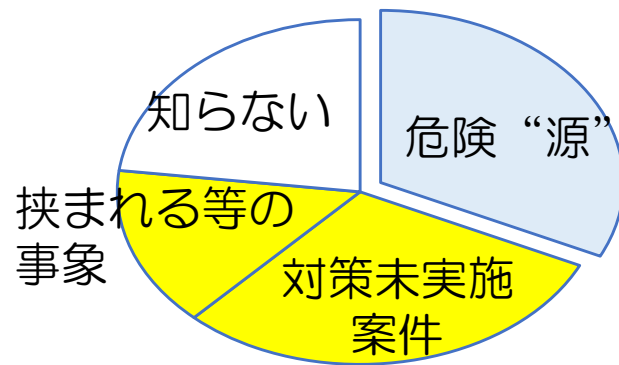
前ページの考え方に沿って実施頂きたい西尾が推奨する“型”です

調査だけで災害はなくなりません
災害を防止するロジックは
リスクアセスメント+マネジメント



危険源の解釈

危険源が活動の入口
 最初からその解釈が違っていたら
 費やす多大な工数がロスとなる



“源”で進めましょう

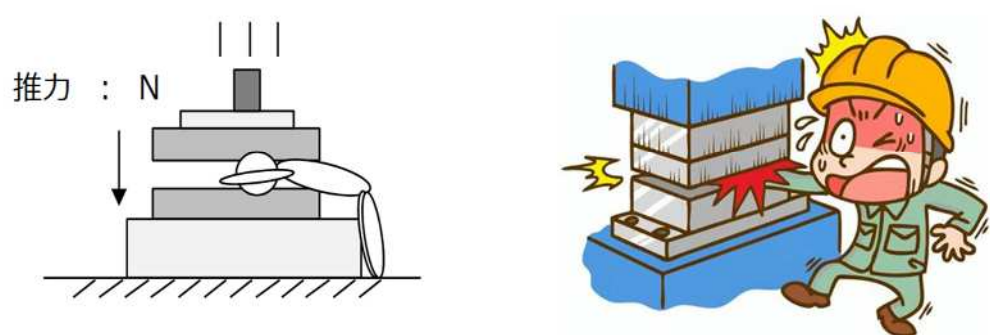

危険源とは
 エネルギーを持つ物体/物質
 なら数値で表せますよね 必須ではないですが
 努力して数値化した分、客観性が高まり、必ず
 後世へ伝わります

- | | |
|-------------|-------------|
| 挟まれ…推力 kN | 重量物…質量 k g |
| 車両…速度 k m/h | 墜落 …位置/高さ m |
| 電気 …電流 mA | 熱 …温度 °C |

数値化できたら
これができる

動力挟まれ 程度判断基準表

～危険源の調査依頼/指示は具体的に～
協豊会 安全衛生委員会 グループ研究会の成果物

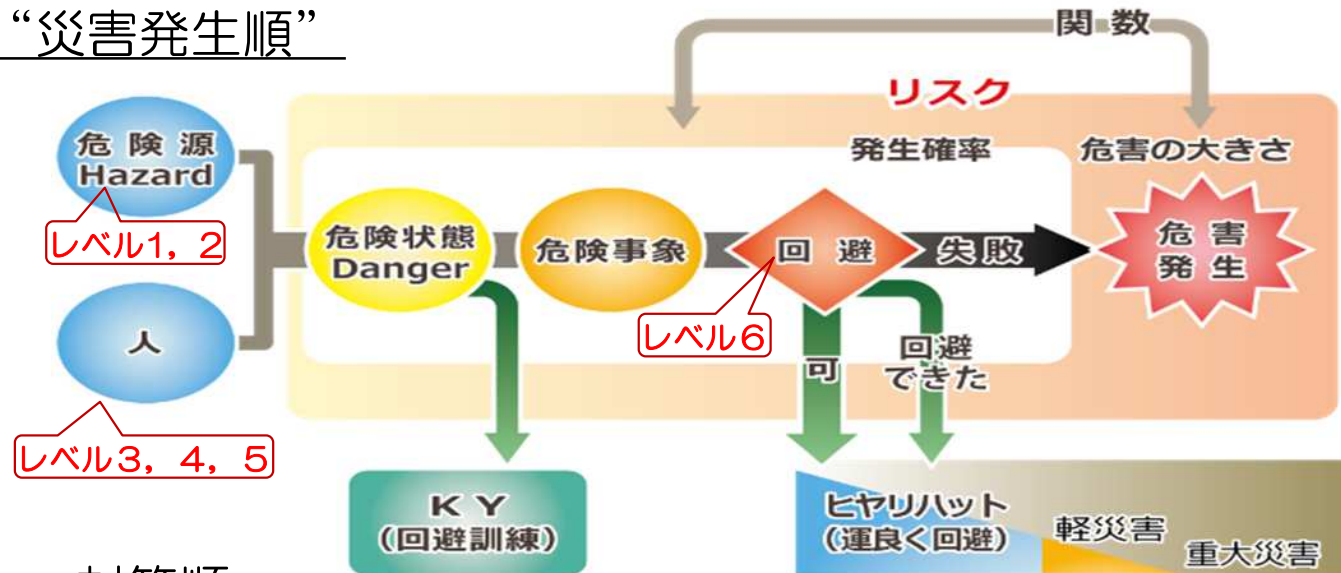
危険源 程度評価基準		3/15		
動力挟まれ編 ①				
				
危害ひどさ				
機械的動力	推力	受傷部位		
		頭部	体幹部	手・足等身体の一部
	$0 \leq F < 1 \text{ kN}$	中	中	軽
	$1 \text{ kN} \leq F < 10 \text{ kN}$	致命	重	中
	$10 \text{ kN} \leq F$	致命	致命	重

大きな災害の防止を意図とするなら
“推力1 kN以上が どこに 何箇所あるか を調べよう”

参考 対策順は

災害発生順で調査・想定できたら 次は対応できてますか この順番で対策を考えていますか
エネルギーを下げる順番ゆえ 実施レベルに応じて将来の災害レベルが下がる *コストも下がる

“災害発生順”



対策順

レベル

本質安全化

1. 危険源を無くす
2. 危険源エネルギーを下げる
3. 作業を無くす
4. 作業手順を無くす
5. 接近、接触させず (立ち入り禁止措置含む)
6. 回避手段

マネジメント

レベル7

管理項目が多いと監督者は大変
常にレベル1から考えましょう

ただ無くせない場合が多い
その場合はしっかりと
危なさに向き合いましょう



7. 左記1~5が出来なかったら
管理するしかない

↓
次ページ18の鉄則へ

貴社のルールに入ってますか



世間の各ワースト3要因を調べ、ルールに置き直した STOP 6 重災を防ぐ18の鉄則

従業員に
何故？だから！で
教育してますか



【Actuator】 動力挟まれ/巻込まれ災害を防ぐ鉄則

【Block heavy objects】 重量物災害を防ぐ鉄則

① 災害リスクのある機械は柵・カバーで囲う

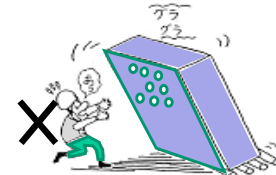
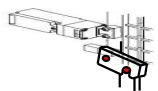
② 人は、機内に入る場合『正しく止める』
・ロックアウトで
第三者起動を防止する

③ 機械は、人が止め忘れても『ポカヨケで止まる』ようにする
・止められる設備にする

④ 『低く保管、低く搬送』

⑤ 工事計画で転倒、横振れ防止を確認

⑥ 吊り荷、移動中の重量物には近づかない



【Car】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

【Drop】 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

⑦ 『歩車分離』

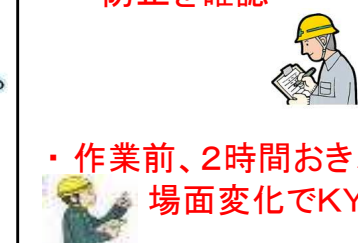
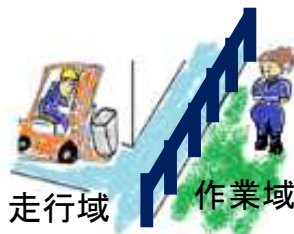
⑧ バック時は毎回後方確認
・シートベルトとヘルメット着用

⑨ 指定経路以外を走行しない

⑩ 高所では『常に安全帯を連結』

⑪ 計画外の作業はしない

⑫ 工事計画で墜落防止を確認



【Electric shock】 感電災害を防ぐ鉄則

【Fire】 熱災害を防ぐ鉄則 - ガス爆発防止 -

⑬ 『電源を遮断し自らロックアウト』

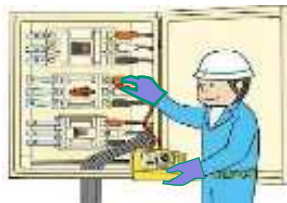
⑭ 自ら検電器で確認

⑮ 絶縁用保護具を着用

⑯ 『着火前にプレパージ』(換気)

⑰ 失火時はガス供給を自動遮断させる

⑱ ガス漏れチェックを行い、発見時は正しく処置



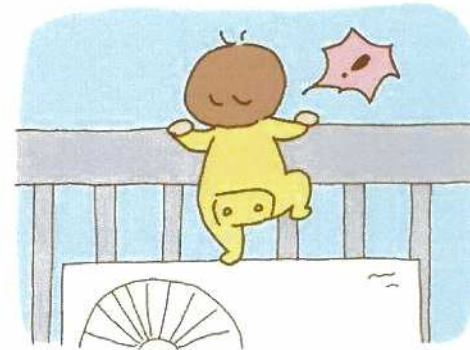
2022/9/27

2022年上期 西尾で多い(3件)
大きな災害要因 “墜落”で
『考え方』と『型』を簡潔に表現すると

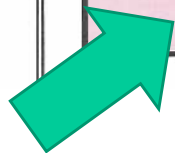
8月号の内容を改めて添付します

店舗、家庭でも
調べましょう

墜落編 墜落した、転落した



危害ひどさ		
2m以上の高さ	1m ≤ h < 2mの高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽



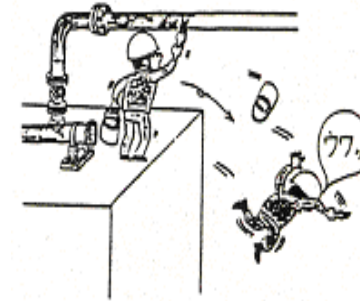
2m以上の箇所(危険源)で 人が立つ 立てる(作業)ところは
どこですか **まずは調べましょう**
そして抜けがないように全箇所を把握できるしくみにしたいですね

そこを管理

管理の1つ 【Drop】墜落/転落災害を防ぐ鉄則

- ▶ 作業前後で親綱がない時に発生しています
- ▶ 計画外の作業をした時に発生しています

工事計画時確認する防止例
衝撃時ロック機能付ロープ
“安全ブロック”



鉄則1

● ●
高所では『常に安全帯を連結』



鉄則3

工事計画で墜落防止を確認

作業前、2時間おき、
場面変化でKY



鉄則2

計画外の作業はしない

7ヶ国語あります
これで西尾で働くほとんどの方に
伝わると思います

一例として次ページに中国語

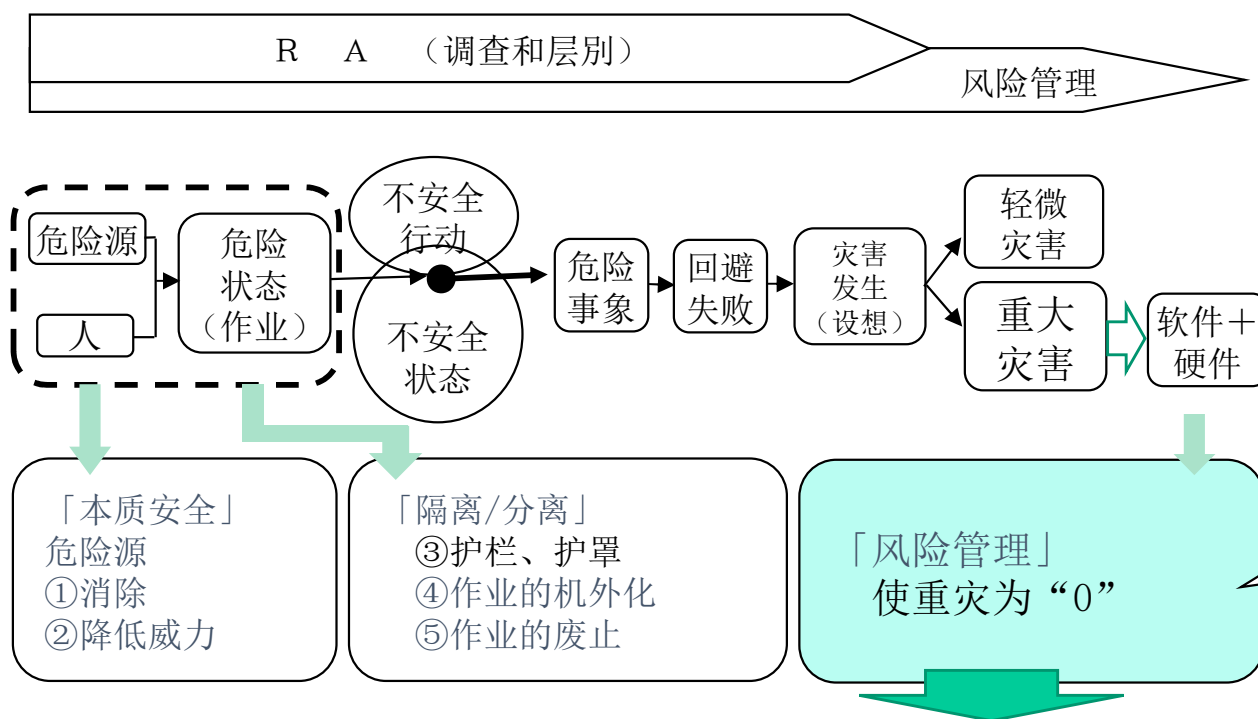
※西尾独自の施策

リスクアセスメント出前講座を受講され、
リスクアセスメント推進事業所宣言された西尾管内の事業所には
リスクアセスメント～マネジメント事例集の1つとして
第14次防開始の2023年度中にDVDにして無料でお渡しします

2. 风险管理的思考方法

灾害程序与对策顺序

学习英国的经验



	日本	英国
从业人口	6,300万人	2,500万人
停工者数	12万人	13万人
重灾者数	1,000人	200人

重灾者数差异较大

风险管理的思考方式

【软件】

人遵守规则，但难免失误

【硬件】

即使人出现失误，也可通过防误法来阻止

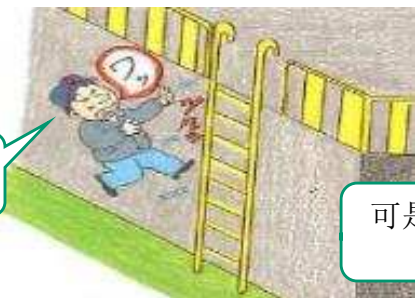
- 硬件方面的安全装置（门开关、电磁门锁、光幕等）是可以“停止”的防呆装置，但人是不能“停止”的
- 人有意识的“停止”固然重要，但当人失误时也有必要通过防呆法使其“停止”

例) 防止夹伤/卷入

即使软件或硬件中任何一方出现失误或错误，也可防止重灾

【Drop】 防止坠落/滚落灾害的铁则

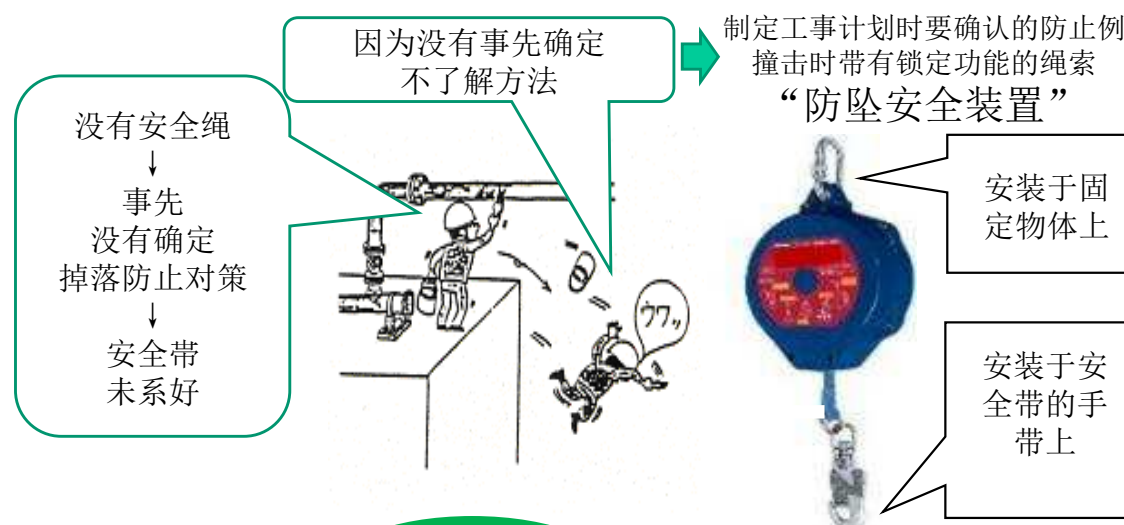
▶ 作业前后没有安全绳时有灾害发生
▶ 实施计划外的作业时有灾害发生



未使用安全带的规则违反

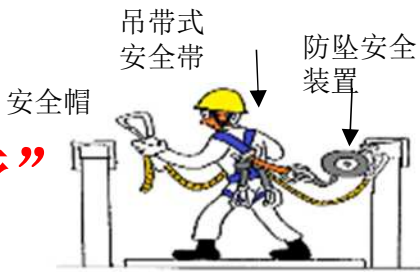


可是没有下达登高指示啊.....



铁则1

在高出要“时刻系好安全带”



- 时刻确认自己所处的位置是否在 2 m 以上
- 在安装安全绳的前后都可通过上述防坠安全装置等与安全带连结
- 要使用吊带式安全带和安全帽

铁则2

不实施计划外作业

- 向作业负责人请示

铁则3

通过工事计划确认防止坠落



在作业前，每隔2个小时，场景发生变化时进行KY



- 将具体方法明确记录到工事计划书上
- 作业负责人要为进行KY、复习规则创造条件